

アフターサービス

 マニュライフ生命コールセンター
0120-063-730

お電話で

- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等

 マニュライフ生命ホームページ
www.manulife.co.jp

Webで

- 住所変更の手続き、改姓や控除証明書再発行等に必要な書類のご請求
- 納付金ご請求のための請求書類等のダウンロード、
または郵送のお申し込み 等



Manulife

マニュライフ生命

こだわりガン保険

重要事項のお知らせ (契約概要／注意喚起情報)

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

ご契約のしおり／約款

設計書

契約者が法人となる場合は、次の資料をあわせてご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

くわしくは、生命保険募集人にご相談ください。

マニュライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニュライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニュライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

募集人の権限等の確認は、マニュライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

マニュライフ生命保険株式会社



マニュライフ生命コールセンター
0120-063-730

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

●担当は

契約前に十分にお読みください

「重要事項のお知らせ」は、お申込みに際しての重要な事項を、
「契約概要」「注意喚起情報」の書面に分類のうえ記載しています。
契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。

○ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

記載の支払事由や給付に関しての制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり／約款**」に記載していますのでご確認ください。

INDEX

| | ページ |
|-----------------------------|------|
| 1 商品の特長としくみ | P.2 |
| 2 お取扱内容 | P.4 |
| 3 保障内容(主契約) | P.5 |
| 4 保険料の払込免除 | P.7 |
| 5 解約返戻金 | P.8 |
| 6 ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取り扱い | P.8 |
| 7 配当金 | P.8 |
| 8 付加できる特約 | P.8 |
| 9 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口 | P.14 |

① 商品の特長としくみ

○ 保険商品の名称

- 正式名称：無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身ガン診断保険
- ペットネーム：こだわりガン保険

○ 特長

一生涯の保障

被保険者が、ガンに罹患したと診断確定されたときなどに給付金をお支払いする生涯保障の続くガン保険です。また、初めて上位の進行度を示す病期(ステージⅢまたはⅣ)または特定ガンと診断確定された日から5年後の応当日に生存されている場合、ガン克服サポート給付金をお支払いします。

→参照 「**ガン**」「**上位の進行度を示す病期**」「**特定ガン**」について、くわしくは「**ご契約のしおり／約款**」をご覧ください。

2つの保険料率

この保険の保険料率は、「標準保険料率」と、被保険者が所定の基準を満たした非喫煙者である場合に適用となる、標準保険料率と比べて割安な保険料の「非喫煙者保険料率」があります。

特約の保険料率にも、一部を除いて「標準保険料率」と「非喫煙者保険料率」の取り扱いがあります。

保険料払込期間

短期払と終身払の2種類があります。

保険料の払込免除

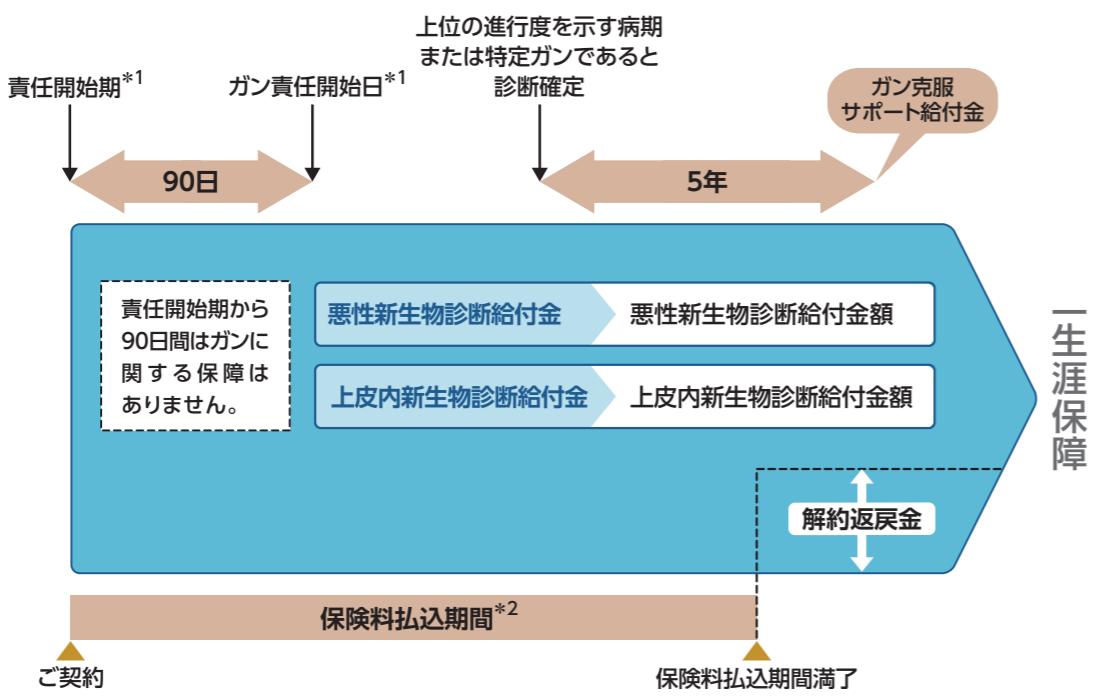
被保険者が所定の高度障害状態・身体障害状態に該当されたとき、以後の保険料のお払い込みが免除になります。

保障内容の充実

特約を付加いただくことで、保障内容をより一層充実させることができます。先進医療に備える特約や、抗ガン剤治療に備える特約など、さまざまなニーズに応えられる特約をご用意しています。

次のページへ続く →

○ 主契約のしくみ図 [短期払の場合]



*1 申し込まれたご契約の保障が開始される時期を「責任開始期」といい、その責任開始期の属する日を「責任開始日」といいます。なお、ガンに関しての保障は、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目を「ガン責任開始日」とし、その日から開始します。

*2 一般的に、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間の長いご契約に比べて短いご契約の方が、払込保険料の合計額は多くなる場合があります。

2 お取扱内容

○ 保険期間、保険料払込期間および契約年齢

| 保険期間 | 保険料払込期間 | 契約年齢 | |
|------|---------|--------|--------------|
| | | 標準保険料率 | 非喫煙者保険料率 |
| 終身 | 短期払 | 10年 | 0~60歳 20~60歳 |
| | | 60歳満了 | 0~45歳 20~45歳 |
| | | 65歳満了 | 0~50歳 20~50歳 |
| | | 70歳満了 | 0~55歳 20~55歳 |
| | 終身払 | 終身 | 0~80歳 20~80歳 |

※0歳については、出生日からその日を含めて14日経過後

悪性新生物保険料払込免除特約を付加する場合の保険料払込期間および契約年齢

| 保険期間 | 保険料払込期間 | 契約年齢 | |
|------|---------|--------|--------------|
| | | 標準保険料率 | 非喫煙者保険料率 |
| 終身 | 短期払 | 10年 | 0~60歳 20~60歳 |
| | | 60歳満了 | 0~45歳 20~45歳 |
| | | 65歳満了 | 0~50歳 20~50歳 |
| | | 70歳満了 | 0~55歳 20~55歳 |
| | 終身払 | 終身 | 0~50歳 20~50歳 |

※0歳については、出生日からその日を含めて14日経過後

○ 保険料率

- 被保険者が次の基準を満たした非喫煙者の場合は、標準保険料率と比べて割安な保険料の「非喫煙者保険料率」が適用となります。

【適用基準】 過去1年以内に喫煙をしていないこと

- 主契約および次の特約の保険料は、「標準保険料率」または「非喫煙者保険料率」のいずれかを適用して計算します。
 - ①無配当無解約返戻金型ガン入院特約
 - ②無配当無解約返戻金型ガン通院特約
 - ③無配当無解約返戻金型抗ガン剤治療特約
 - ④無配当無解約返戻金型ガン手術・放射線治療特約

※「悪性新生物保険料払込免除特約」が付加されている場合、「悪性新生物保険料払込免除特約」の保険料は、主契約およびこれに付加されている特約の保険料に組み込まれています。

 喫煙歴については、告知に加えマニュライフ生命所定の検査を実施いたします。所定の検査の結果などによっては、「非喫煙者保険料率」でお引き受けできない場合があります。

次のページへ続く ➔

○ 保険料払込方法

| | |
|---------------------------|---|
| 保険料払込方法(回数) | 月払・半年払・年払 |
| 保険料払込方法(経路) ^{*1} | クレジットカード扱(月払) ^{*2} 口座振替扱(月払・半年払・年払)、振込扱(半年払・年払) 団体扱(月払・半年払・年払) |

*1 保険料払込方法(経路)による保険料の割引は行っておりません。また、団体扱は勤務先などの団体とマニュライフ生命が団体扱契約を締結する必要があります。

*2 契約者が法人の場合は、クレジットカード扱はお取り扱いできません。

- 悪性新生物診断給付金のお支払事由に該当された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に悪性新生物の治療を目的とする入院を継続している場合には、その日にお支払事由に該当したものとみなして悪性新生物診断給付金をお支払いします。
- 悪性新生物診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に悪性新生物診断給付金のお支払事由に該当した場合は、悪性新生物診断給付金はお支払いしません。
- 上皮内新生物診断給付金のお支払事由に該当された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に上皮内新生物の治療を目的とする入院を継続している場合には、その日にお支払事由に該当したものとみなして上皮内新生物診断給付金をお支払いします。
- 上皮内新生物診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に上皮内新生物診断給付金のお支払事由に該当した場合は、上皮内新生物診断給付金はお支払いしません。

*1 「TNM悪性腫瘍の分類」の病期分類上のⅢ期またはⅣ期

*2 被保険者が、お支払事由②により悪性新生物診断給付金が支払われた後に初めて上位の進行度を示す病期または特定ガンであると医師によって診断確定された場合には、悪性新生物診断給付金額×100%をお支払いします。ただし、このお支払いは1回限りとします。

3 保障内容(主契約)

被保険者が、次のお支払事由に該当されたときに給付金をお支払いします。

○ ガン診断給付金

● 受取人:被保険者

| 給付金の名称 | お支払事由 | お支払額 |
|---------------------|---|---|
| 悪性新生物 診断給付金 | ① ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めて悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定され、かつ、その悪性新生物が上位の進行度を示す病期 ^{*1} または特定ガンであると医師によって診断確定されたとき | 悪性新生物 診断給付金額 ×100% |
| | ② ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めて悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき。ただし、①に該当したときを除く ^{*2} | ただし、 ①に該当した 場合には、 悪性新生物 診断給付金額 ×200% |
| | ③ ①または②の初めて悪性新生物と診断確定された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定された悪性新生物の治療を目的として入院を開始されたとき | |
| 上皮内 新生物 診断給付金 | ④ ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めて上皮内新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき | 上皮内新生物 診断給付金額 |
| | ⑤ ④の初めて上皮内新生物に罹患したと診断確定された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定された上皮内新生物の治療を目的として入院を開始されたとき | |

○ ガン克服サポート給付金

● 受取人:被保険者

| 給付金の名称 | お支払事由 | お支払額 |
|---------------------|---|----------------------------|
| ガン克服 サポート 給付金 | 被保険者がつぎのいずれかに該当された日から5年後の応当日の前日の満了時に生存されているとき ①ガン診断給付金の①のお支払事由に該当されたとき ②ガン診断給付金のお支払事由②により悪性新生物診断給付金が支払われた後に初めて上位の進行度を示す病期または特定ガンであると診断確定されたとき | 悪性新生物診 断給付金額の50% 相当額 |

● ガン克服サポート給付金のお支払いは1回限りです。

- ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、保険契約は無効となり、「ガン診断給付金」、「ガン克服サポート給付金」はお支払いしません。
- この保険には、死亡給付金はありません。
- 被保険者が死亡されたとき、この保険に解約返戻金がある場合は、その額を契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。
- 契約者が法人の場合、ご契約の締結の際に申し出がないときには給付金は契約者にお支払いします。

→ 参照 くわしくは、「[ご契約のしおり／約款](#)」をご確認ください。

4 保険料の払込免除

被保険者が、責任開始期以後の保険料払込期間中に、次のいずれかの保険料の払込免除事由に該当された場合には、それ以後の保険料のお払い込みを免除します。

○ 疾病・不慮の事故などにより 高度障害状態・身体障害状態になったとき

保険料の払込免除事由

- ① 疾病または傷害により、高度障害状態に該当されたとき
- ② 不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態に該当されたとき

→ 参照 「[高度障害状態](#)」「[不慮の事故](#)」「[身体障害の状態](#)」について、くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご確認ください。

→ 参照 「[悪性新生物保険料払込免除特約](#)」が付加された場合の、悪性新生物で所定の状態になったときの保険料の払込免除については、P.12をご覧ください。

→ 参照 くわしくは、「[ご契約のしおり／約款](#)」をご確認ください。

5 解約返戻金

- この保険(主契約)は、短期払の場合には、保険料払込期間中は解約返戻金がありませんが、保険料払込期間満了後かつ保険料のお払い込みが終了している場合には、悪性新生物診断給付金額の10%の解約返戻金があります。また、終身払の場合には、解約返戻金はありません。
- この保険に付加できる特約には解約返戻金はありません。

6 ご契約が消滅したときなどにおける 保険料のお取り扱い

払い込まれた保険料に対応する保険料期間の満了前に、保険契約が消滅(解約、解除その他理由を問いません)、または保険料のお払い込みが免除されたときなど、払い込まれた保険料のうち、未経過の保険料期間に応じて払い戻す金額はありません。

7 配当金

この保険に配当金はありません。

8 付加できる特約

- 「[悪性新生物保険料払込免除特約](#)」「[指定代理請求特約](#)」以外の特約は、被保険者が特約の保険期間中にそれぞれのお支払事由に該当されたときに給付金をお支払いするものです。また「[悪性新生物保険料払込免除特約](#)」は、被保険者が特約の保険期間中に初めて悪性新生物に罹患したと診断確定されたときに保険料のお払い込みを免除するものです。

- 各特約のお支払事由のガンは、ガン責任開始日以後に診断確定されたガンに限ります。
- 「[悪性新生物保険料払込免除特約](#)」「[指定代理請求特約](#)」以外の特約は、ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合、契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、各特約は無効となり、各特約の給付金はお支払いしません。「[悪性新生物保険料払込免除特約](#)」も同様に無効となり、保険料のお払い込みは免除しません。

→ 参照 「[ガン](#)」について、くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご覧ください。

次のページへ続く ➔

○ 無配当無解約返戻金型ガン入院特約

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加できません

| 給付金の名称 | お支払事由 | お支払額 |
|---------|---------------------------------------|---------------------|
| ガン入院給付金 | ガン責任開始日以後に、ガン(上皮内新生物・悪性新生物)により入院されたとき | ガン入院給付金日額 × 入院日数 |

- ガン入院給付金の支払日数は、無制限です。

○ 無配当無解約返戻金型ガン通院特約

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加できません

| 給付金の名称 | お支払事由 | お支払額 |
|---------|---|---------------------|
| ガン通院給付金 | 無配当無解約返戻金型ガン入院特約のガン入院給付金が支払われる入院の退院後365日以内の期間に、そのガン(上皮内新生物・悪性新生物)の治療を目的として通院されたとき | ガン通院給付金日額 × 通院日数 |

- 1回の通院期間(退院後365日以内の期間)におけるお支払限度は60日です。



この特約を付加するには、「無配当無解約返戻金型ガン入院特約」をあわせて付加する必要があります。

○ 無配当無解約返戻金型ガン手術・放射線治療特約

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加できません

| 給付金の名称 | お支払事由 | お支払額 |
|---------------|---|------------------------------------|
| ガン手術・放射線治療給付金 | ガン責任開始日以後に、ガン(上皮内新生物・悪性新生物)の治療を直接の目的として公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料もしくは放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為または輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術を受けられたとき | 手術または放射線治療1回につき、 ガン手術・放射線治療給付金額 |

- 同時に2以上の手術(放射線治療を含みます)を受けられたときは、1回の手術を受けたものとみなしてガン手術・放射線治療給付金をお支払いします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される手術を複数回受けられたときは、その手術に対してガン手術・放射線治療給付金が支払われこととなった直前の手術を受けられた日から、その日を含めて60日以内に受けられた手術に対してはガン手術・放射線治療給付金をお支払いしません。
- ガン手術・放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療を複数回受けられたときは、ガン手術・放射線治療給付金が支払われこととなった直前の放射線治療を受けられた日から、その日を含めて60日以内に受けられた放射線治療に対してはガン手術・放射線治療給付金をお支払いしません。
- 骨髄移植術には、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植を含めます。ただし、異種移植(ヒト以外からヒトへの移植)は含めません。

→ 参照 「公的医療保険制度」「医科診療報酬点数表」について、くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。

次のページへ続く ➔

○ 無配当無解約返戻金型抗ガン剤治療特約

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加できません

| 給付金の名称 | お支払事由 | お支払額 |
|---------------|---|--------------------------------|
| 抗ガン剤治療 給付金 | ガン責任開始日以後に、ガン（上皮内新生物・悪性新生物）の治療を目的として公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗ガン剤治療を受けられたとき | お支払事由に該当した日が属する月ごとに、抗ガン剤治療給付金額 |

●抗ガン剤治療給付金のお支払限度は、通算60回分です。

→参照 「歯科診療報酬点数表」「抗ガン剤」について、くわしくは「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

○ 悪性新生物保険料払込免除特約

中途付加できません

被保険者が、この特約の責任開始期以後の保険料払込期間中に、次の保険料の払込免除事由に該当されたとき、それ以後の保険料のお払い込みを免除します。

| 保険料の払込免除事由 |
|--|
| ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めて悪性新生物に罹患したと診断確定されたとき |
| ● この特約の保険期間は、契約日からこの特約が付加されている主契約および主契約に付加される特約の保険料払込期間がすべて満了する時までです。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 上皮内新生物は、保険料の払込免除の対象となりません。 ● ガン責任開始日の前日以前にガン（悪性新生物）に罹患したと診断確定されていた場合には、契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効となり、保険料のお払い込みは免除しません。 |

○ 無配当無解約返戻金型ガン緩和療養特約

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加できません

| 給付金の名称 | お支払事由 | お支払額 |
|---------------|---|--------------------------------|
| ガン緩和療養 給付金 | ガン責任開始日以後に、ガン（上皮内新生物・悪性新生物）を直接の原因とする次のいずれかに該当する入院または通院をされたとき ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院 ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院 | お支払事由に該当した日が属する月ごとに、ガン緩和療養給付金額 |

●ガン緩和療養給付金のお支払限度は、通算12回分です。

→参照 「疼痛緩和薬」について、くわしくは「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

○ 無配当無解約返戻金型ガン先進医療特約

- 保険期間・保険料払込期間：10年
- 受取人：被保険者

中途付加できません

| 給付金の名称 | お支払事由 | お支払額 |
|-----------------|---|----------------|
| ガン先進医療 給付金 | ガン責任開始日以後に、ガン（上皮内新生物・悪性新生物）を直接の原因とする先進医療による療養を受けられたとき | 先進医療にかかる技術料相当額 |
| ガン先進医療 見舞給付金 | | 1回の療養につき、5万円 |

先進医療
とは

厚生労働大臣が定める先進医療
(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)

- 対象となる先進医療は適宜変更され、受療時に先進医療の対象となっていた医療技術がお支払いの対象となります。なお、先進医療については、厚生労働省のホームページで逐次ご確認いただけます。
- 先進医療の一覧に記載の医療技術による治療を受けても、治療方法や症例によっては、先進医療による治療に該当しないこともあります。治療を受けられる前に主治医に必ずご確認ください。

次のページへ続く →

この特約の保険期間は10年(最長90歳まで更新可能)です。

- 主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了する場合、保険期間満了の日の2か月前までにお申し出がない限り、自動的に更新されます。ただし、更新後の保険期間満了時の被保険者の年齢が90歳以下、かつ、更新後の保険期間満了の日が主契約の払込期間満了の日を超えないこととします。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、上記の限度を超える場合には、その年齢まで保険期間を短縮して更新されます。
- 主契約の保険料払込期間満了後も、お申し出いただいたときは、所定の範囲内で更新できる場合があります。くわしくは、マニュライフ生命コールセンターにお問い合わせください。
- 最終更新満了が90歳となる時に、お申し出により保険期間を終身として更新できます。
- 更新後の特約の保険料は、その時点の被保険者の年齢および保険料率で計算します。



- 同一の先進医療において複数回にわたり一連の療養を受けた場合、ガン先進医療見舞給付金は、それらの一連の療養につき1回のお支払いとなります。
- 患者申出療養^{*}として先進的な医療を受けられた場合には、ガン先進医療給付金およびガン先進医療見舞給付金はお支払いしません。
- ガン先進医療給付金のお支払いの総額が2,000万円に達したときは、この特約は消滅します。
- 先進医療給付金またはガン先進医療給付金が支払われるマニュライフ生命の他の保険にご加入済みの場合、この特約は付加できません。

* 患者の申し出により、先進的な医療を身近な医療機関で迅速に受けられるようにする制度。詳細については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

- マニュライフ生命は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があり、各特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、各特約のお支払事由を変更することができます。この場合、各特約のお支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡いたします。
 - 各特約は、主契約が消滅したとき、または各特約の通算支払限度に達したときに消滅します。
 - 「無配当無解約返戻金型ガン通院特約」は、「無配当無解約返戻金型ガン入院特約」が消滅したときも消滅します。

○ 指定代理請求特約

法人契約には付加できません

中途付加できます

被保険者が受取人となる給付金などを、被保険者ご自身が請求できない所定の特別な事情(病気やケガで意思表示ができない場合など)があるとき、被保険者の代理人としてあらかじめご指定いただいた「指定代理請求人」がその被保険者に代わってご請求いただけます。

→ 参照 各特約について、くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご確認ください。

9

各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口

→ 参照 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談窓口、指定紛争解決機関について、くわしくは、P.23「[13 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口](#)」をご覧ください。

□ 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項については「[ご契約のしおり／約款](#)」をご確認ください。

INDEX

| | ページ |
|--------------------------------------|------|
| 1 クーリング・オフ制度 | P.16 |
| 2 非喫煙者用の保険料率 | P.17 |
| 3 健康状態などの告知 | P.17 |
| 4 保障の開始(責任開始期) | P.18 |
| 5 給付金をお支払いできない場合 | P.19 |
| 6 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効、復活 | P.19 |
| 7 解約返戻金 | P.19 |
| 8 ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取扱い | P.20 |
| 9 新たなご契約へ乗り換える場合 | P.20 |
| 10 給付金のお支払いに関するお手続き等 | P.21 |
| 11 信用リスクと生命保険契約者保護機構 | P.22 |
| 12 預金等受入金融機関を募集代理店としてこの商品にご加入されるお客様へ | P.22 |
| 13 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口 | P.23 |

1 クーリング・オフ制度

ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

- 申込日または第1回保険料相当額の払込日*のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。
* クレジットカードによるお払込みの場合は、マニュライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日とします。
- マニュライフ生命が指定する医師による診査の後や、ご契約者が法人の場合などは、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。

クーリング・オフのお申し出方法

次の事項をご記入のうえ^{*1}、マニュライフ生命の本社宛てに書面^{*2}によりお申し出ください。

- ① 申込者または契約者の住所・氏名
- ② 申込番号
- ③ 返金先口座[銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人]^{*3}
- ④ クーリング・オフの申出日
- ⑤ クーリング・オフをする旨の文言

*1 必ず申込者または契約者ご本人がご記入ください。

*2 お客様の個人情報保護のため、なるべく封書にてお申し出ください。

*3 申込者または契約者名義の口座に限ります。口座名義人名はカタカナでご記入ください。

記入例

マニュライフ生命保険株式会社 御中
私は契約の申込みの撤回を行います。
契約者 ○○○○
申込番号 XXXXXXXXXXXX(11桁)
返金先口座 ○○銀行○○支店
普通 △△△△△△△△△ 口座名義人 ○○○○
申出日 △年△月△日
住所 東京都○○区○○町△一△一△
氏名 ○○○○(自署)

書面(封書)の送付先

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2
東京オペラシティタワー

マニュライフ生命保険株式会社 新契約部



- 電話や口頭でのお申し出はできません。
- 生命保険募集人等には、クーリング・オフのお申し出はできません。

→参照 クーリング・オフは、書面以外の方法でもお申し出いただけます。
くわしくは[マニュライフ生命ホームページ](#)をご覧ください。

2 非喫煙者用の保険料率

→参照 くわしくはP.4「2 お取扱内容」をご覧ください。

3 健康状態などの告知

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約または特約を解除することがあります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業、喫煙歴など「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)」でマニュライフ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権はマニュライフ生命(会社所定の「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)」)およびマニュライフ生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。
- 傷病歴などがある場合でも、その内容によっては特別な条件をつけてお引受けことがあります。
- マニュライフ生命の担当職員またはマニュライフ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金のご請求および保険料のお払込み免除のご請求の際に、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

告知義務違反によるご契約の解除・取消について

- 告知していただくことからは、告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活の際の責任開始日)からその日を含めて2年以内であれば、マニュライフ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
- 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の締結の際は、一般的の契約と同様に告知義務があります。**告知が必要な傷病歴などがある場合、新たなご契約をお引受けできなかったり、その告知をされなかつたために、新たなご契約が解除となる場合、あるいは詐欺により取消となる場合があります。**

4 保障の開始(責任開始期)

保障の責任は、告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了した時から開始します。

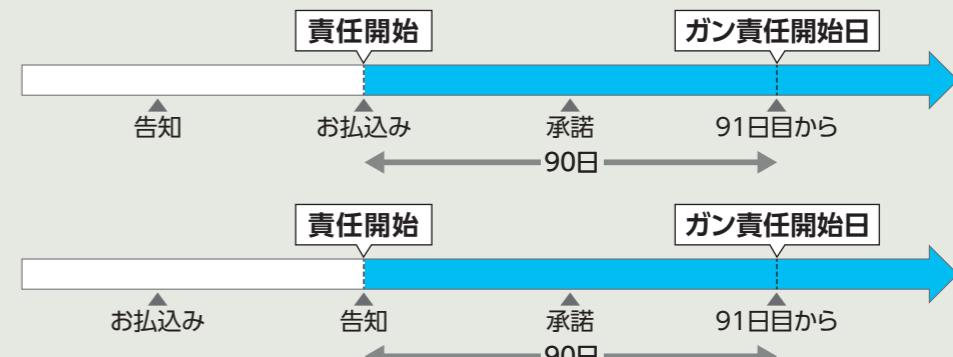
- お申込みいただいたご契約をマニュライフ生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了した時*(責任開始期)から、マニュライフ生命はご契約上の責任を開始します。

*クレジットカードによるお払込みの場合は、マニュライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた時(告知前にクレジットカードの有効性等を確認したときには、告知の時)とします。

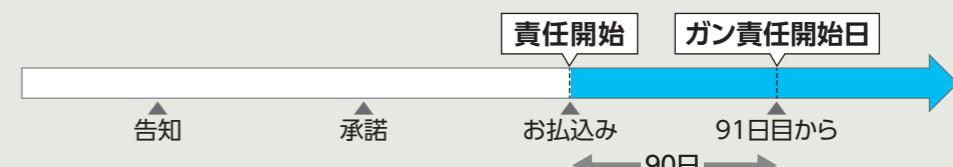
- 責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をガン責任開始日とし、その日からガンに関する保障を開始します。

責任開始の例

- マニュライフ生命の**承諾前**にお払込みがあった場合



- マニュライフ生命の**承諾後**にお払込みがあった場合



- 生命保険募集人は、お客様とマニュライフ生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対してマニュライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

5 給付金をお支払いできない場合

次のような場合には、給付金をお支払いできなことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 - 例** 給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約の締結に際して詐欺の行為があつてご契約が取消となった場合
- 給付金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- ガン責任開始日の前日以前にガンと診断確定されていた場合、ガンに関する給付金はお支払いしません。

6 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効、復活

保険料のお払込みがないと、ご契約が失効することがあります。

- 保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。なお、払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。
- 保険料払込の猶予期間内に保険料のお払込みがないと、ご契約は失効します。
- いったん失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。

7 解約返戻金

→ 参照 くわしくはP.8「5 解約返戻金」をご覧ください。

8 ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取扱い

ご契約が消滅したときなどに、保険料の未経過分の払戻しはありません。

- 払い込まれた保険料に対応する保険料期間の満了前に、ご契約が消滅したとき（解約または解除されたとき、その他理由を問いません。）、または保険料のお払込みが免除されたときなどに、払い込まれた保険料のうち、未経過の保険料期間に応じて払い戻す金額はありません。

9 新たなご契約へ乗り換える場合

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みを行なった場合、不利益となる事項があります。

- **現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。**
 - ・多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失うことがあります。
 - ・新たなご契約については、告知義務違反の場合、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の原因による発病の場合などには、給付金が支払われないことがあります。
 - ・保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、解約・減額されるご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、予定利率が引き下がることによって保険料率が引き上げとなる場合があります。

10 紹介金のお支払いに関するお手続き等

□ お支払いに関するお手続き等について

- お客様からのご請求に応じて、紹介金のお支払いを行なう必要がありますので、紹介金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにマニュライフ生命コールセンターにご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、紹介金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり/約款」、マニュライフ生命ホームページに記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- マニュライフ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、マニュライフ生命コールセンターに必ずご連絡ください。
- 紹介金の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の紹介金の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはマニュライフ生命コールセンターにご連絡ください。

□ 紹介金の代理請求について

- 被保険者が受取人となる紹介金などについて、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

11 信用リスクと生命保険契約者保護機構

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- マニュライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。**生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがあります**が、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細は、下記までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

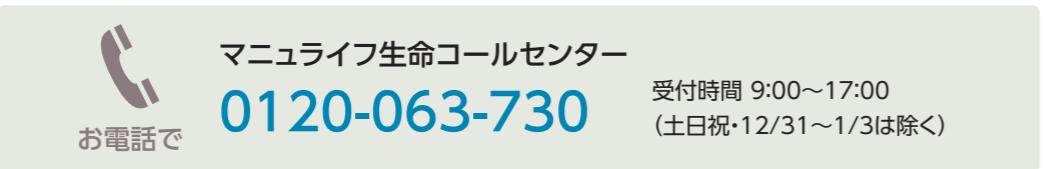
12 預金等受入金融機関を募集代理店としてこの商品にご加入されるお客様へ

- この商品は生命保険であり預金などではありません。したがって元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- この商品のご契約のお申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 預金等受入金融機関がこの商品を募集する場合においては、法令によりお客様の範囲ならびにご契約の条件に制限があります。つきましては、あらかじめご契約者・被保険者となる方の勤務先などをご申告いただき、ご申告いただいた情報について、預金等受入金融機関の保険募集制限の対象などに該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。なお、保険ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令などの制限を受けることがあります。

13 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口

□ マニュライフ生命へのお問合せ

- 生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては下記までご連絡ください。



□ 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

お客さまの個人情報の お取扱い

マニュライフ生命は、個人情報のお取扱いに関する指針を定め、お客さまからご信頼いただける保険会社として、個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、および適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めています。

マニュライフ生命は、お客さまのご契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会に登録し、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社等の特定の者と共同して利用しています。

「犯罪収益移転防止法」に もとづく取引時確認

マニュライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項(氏名・住所・生年月日等)、職業または事業の内容等の確認を行っています。

→ 参照 くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」、マニュライフ生命ホームページの個人情報保護方針、「[犯罪収益移転防止法](#)」にもとづく取引時確認等に関するお願いをご覧ください。